

平成28年10月1日より

介護予防・日常生活支援総合事業

『訪問型サービス』・『通所型サービス』

が始まります

現在、要支援1・2の方が利用されている

「介護予防訪問介護（ホームヘルプ）」と「介護予防通所介護（デイサービス）」

は、町が行う「**介護予防・日常生活支援総合事業**」サービスに変わります。

それぞれ「**訪問型サービス**」、「**通所型サービス**」になります。

これまでのサービス事業者だけでなく、今後民間企業やボランティアによるサービス提供が可能となり、状態にあった介護予防サービスが利用できるようになります。

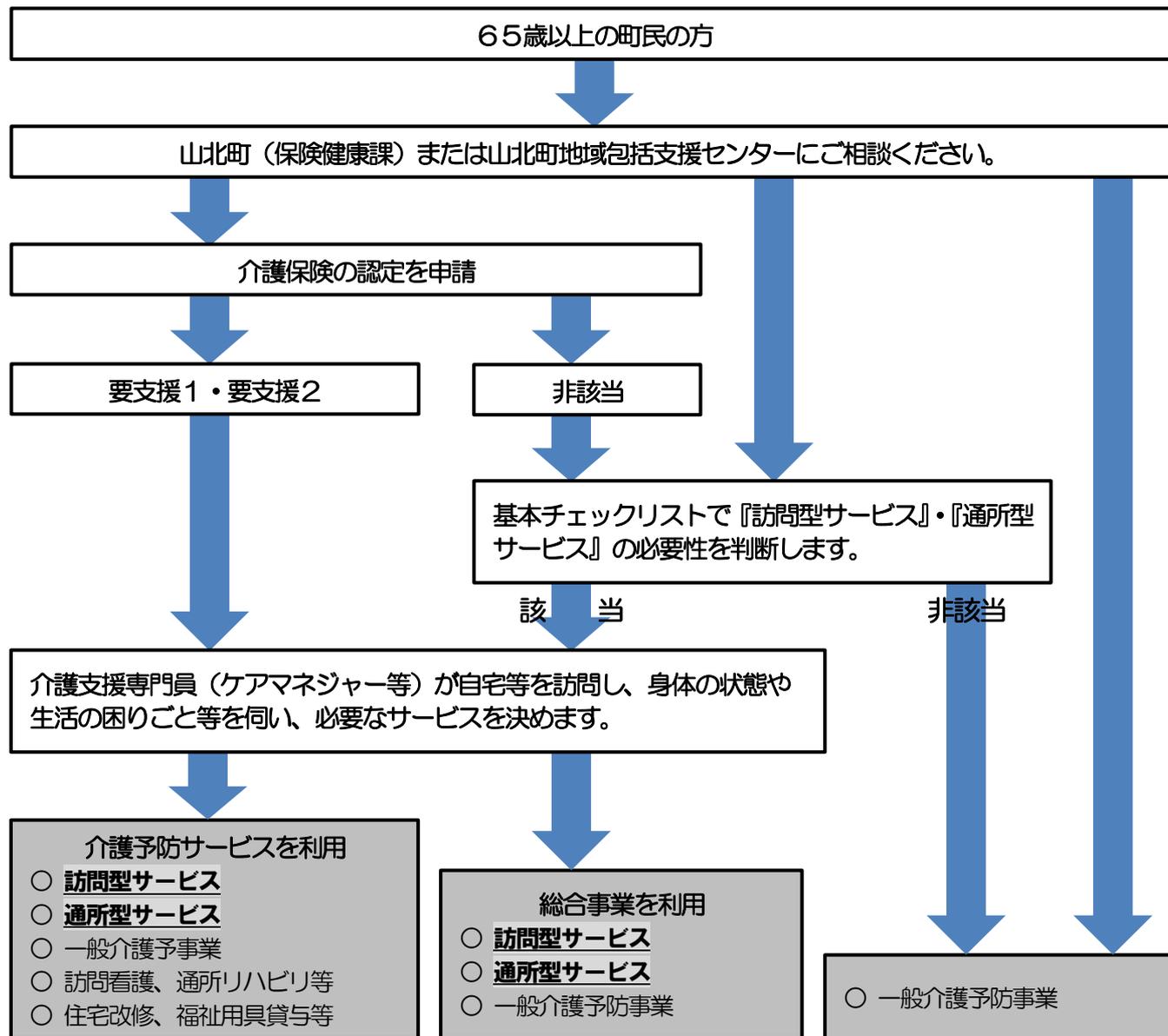
介護予防・日常生活支援総合事業（総合事業）とは？

高齢者が、住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるよう地域全体で高齢者を支えるとともに、高齢者自身も自らの能力を活かして要介護状態になることを予防することが大切です。そのための仕組みとして、介護保険制度において創設されました。

山北町では、この仕組みを進めるため平成28年10月より総合事業を実施します。

山 北 町

サービスを利用するには？



既に要支援1・2と認定されている人はどうなるの？

平成28年10月より介護認定有効期限を迎える方から、順次総合事業に移行します。平成28年10月1日以降に迎える介護認定有効期限までは、従前のサービスの利用となります。

<例>



総合事業のサービス

◆訪問型サービス (いままでの介護予防訪問介護に相当するサービス)

ホームヘルパーが訪問し、生活援助（食事の準備や調理、掃除、洗濯等）、身体介護（食事や入浴、排せつの介助等）を行います。

※生活援助は同居世帯員がいる場合は、原則として利用できません。

- 対象者
 - ・要支援認定者
 - ・総合事業対象者
- 提供者 訪問介護サービス事業者
- 利用回数 週1回～（地域包括支援センターの作成するケアプランにより決まります）
- 利用料 月額制で利用回数により異なります
- 1ヶ月あたりの自己負担のめやす

	自己負担割合1割の方	自己負担割合2割の方
週1回程度利用	1,168円	2,336円
週2回程度利用	2,335円	4,670円
週2回を超える程度利用	3,704円	7,408円

※週2回を超える程度の利用は、総合事業対象者、要支援2が対象です。

※介護予防訪問介護で認められている加算は総合事業でも認められます。その分自己負担額が変動します。

◆通所型サービス (いままでの介護予防通所介護に相当するサービス)

通所介護事業所（デイサービスセンター）で、食事のサービスや生活機能の維持向上のための体操や筋力トレーニングなどを日帰りで受けられます。

- 対象者
 - ・要支援認定者
 - ・総合事業対象者
- 提供者 通所介護サービス事業者
- 利用回数 週1回～（地域包括支援センターの作成するケアプランにより決まります）
- 利用料 月額制で利用回数により異なります
- 1ヶ月あたりの自己負担のめやす

	自己負担割合1割の方	自己負担割合2割の方
週1回程度利用	1,647円	3,294円
週2回程度利用	3,377円	6,754円

※食費、日常生活費は別途負担になります。

※個別サービスの利用により加算があります。

よくある質問

Q 総合事業を利用するにはどうすればいいの？

A 山北町役場の保険健康課または山北町地域包括支援センターにご相談ください。

Q いつから総合事業を利用できるの？

A 山北町では平成28年10月1日以降、総合事業を開始します。現在、介護予防訪問介護、介護予防通所介護を利用している方は、要介護（要支援）認定の更新後から総合事業のサービスをご利用いただけます。

Q 今まで来ていたヘルパーさんは今後も来てくれるの？

これまでのデイサービスに同じように通えるの？

A これまでに利用していたヘルパーさんやデイサービスの事業所が、総合事業のサービスを提供するための届出を行っている場合には、総合事業でもこれまで利用していたヘルパーさんやデイサービスを継続して利用することができます。

届出の状況は、各事業所で異なりますのでケアマネジャーにご確認してください。

Q 要介護の人でも総合事業の訪問型サービス、通所型サービスを利用できるの？

A 総合事業は、要支援1・要支援2または総合事業対象者の方が利用できるサービスです。要介護1～5の方は介護給付のサービスをご利用いただけます。（利用にあたってはケアマネジャーにご相談ください）

Q 総合事業のサービスはこれまでのサービスと内容が違うの？

A 山北町で平成28年10月1日から開始する総合事業では、いままでのサービスに相当する（国の基準によるサービス）サービスを実施します。提供する人、サービス内容、利用料金はこれまでのサービスと変わりません。

問合せ・申請・相談先

山北町保険健康課

〒258-0195 山北町山北1301番地4
☎ 0465-75-3642
FAX 0465-79-2171

山北町地域包括支援センター

〒258-0111 山北町向原1379番地1
☎ 0465-75-1941
FAX 0465-76-4079